

計画策定等における見直しの検討状況に関する調査に当たっての留意事項

1. 今回の調査は、計画ごとに、現時点（令和4年6月1日現在）における各府省の検討状況を伺うものです。（今後、状況の変化等があれば、随時、追加・修正等が可能です。）
2. 計画策定等の見直しとは、
 - ① 計画等の策定に関する義務規定、努力義務規定、できる規定そのものを見直す（策定義務を廃止する、努力義務化する等）
 - ② 計画等の記載事項などの内容に関する規定を見直す（義務的記載事項を削除する等）
 - ③ 計画等の策定に当たっての協議、届出や公表などの手続きに関する規定を見直す（協議を届出に変更する、公表義務を廃止する等）
 - ④ 計画等の策定に関する通知やマニュアル等を見直す（既存計画との統合等が可能であることや、マニュアル以外の方法による策定が可能であることを周知する等）

地方公共団体の自主性・自立性を高める観点からの見直しのすべてを含みます。
3. 現在、計画策定等に関して、上記2のような項目について、各府省で何らかの検討を行っている場合は、分類「A」とし、そのうち法令改正を伴う可能性がある場合は「A1」、それ以外は「A2」として御回答ください。
4. A1及びA2として御回答があった項目については、内閣府地方分権改革推進室から別途、個別にその内容を伺う予定です。その後、各府省との調整が整った項目について、地方六団体等の意見を聴取した上で、次々回の地方分権改革有識者会議（9月中旬を予定）への報告を予定しています。
5. 上記4のうち成案が得られたものについては、他の提案に基づく項目等と合わせて、「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」として決定する予定です。
6. 分類「B」及び「C」のうち、地方から現在募集中（6月1日締め切り）の提案があったものについては、他の提案と同様のスケジュールで、改めて検討要請させていただきます。